

観光土産品の表示に関する公正競争規約

公正競争規約	施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。) は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第31条第1項の規定に基づき、観光土産品の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「観光土産品」とは、食品類であつて、商品名、絵、文字等で土産品である旨の表示をしたもの又は主として観光地において観光客の土産用として販売されるものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、観光土産品を製造し(他に製造させる場合を含む。)、若しくは販売し又は輸入して販売することを業とする者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定するものをいう。</p> <p>(必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、観光土産品の容器又は包装に、次に掲げる事項を、観光土産品の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りょうに一括して表示しなければならない。ただし、食品衛生法等他の法令に定めがある場</p>	<p>施行規則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項に規定する「観光土産品」とは、次のものをいう。 なお、別に規約があるものについては、その規定により表示するものとする。</p> <p>(1) 当該品に土産、土産品、みやげ、名産、名産品、特産、特産品、名物、銘菓等と表示したもの</p> <p>(2) 商品名に地名をつけたもの(〇〇羊かん、〇〇最中、〇〇まんじゅう、〇〇だんご等(〇〇は地名))</p> <p>(3) 観光地の観光資源あるいは観光対象を絵あるいは文字等をもってデザインした容器・包装を用いた商品</p> <p>(4) 土産品として広報されている商品及び顧客等に土産品として販売されているもの</p> <p>(必要表示事項)</p> <p>第2条 規約第3条に規定する必要表示事項は、次の基準により表示するものとする。</p>



公正競争規約	施行規則
<p>合は、その規定により表示するものとする(第5条及び第7条においても同じ)。</p> <p>(1) 名称(品名)</p> <p>(2) 原材料名(食品添加物を含む。)</p> <p>(3) 内容量</p> <p>(4) 消費期限又は賞味期限</p>	<p>1 名称(又は品名) 「名称(又は品名)」の文字の後に、それぞれの名称(又は品名)を表示する。</p> <p>2 原材料名(食品添加物を含む。) 「原材料名」の文字の後に、使用量の多いものの順に、それぞれ固有の名称で表示する。 なお、食品添加物を使用する場合にあっては、食品添加物以外の原材料と区分して、重量の多いものの順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号。以下「表示基準府令」という。)の定めるところにより表示する。</p> <p>3 内容量 「内容量」の文字の後に、重量又は個数を明記して表示する(例えば、10グラム(g)又は10個)。ただし、重量を表示する場合にあっては、容器又は包装の量目を含まないものとする。</p> <p>4 消費期限又は賞味期限</p> <p>(1) 消費期限</p> <p>ア 品質が急速に変化しやすく、製造後速やかに消費すべき食品には消費期限を年月日で表示する。</p> <p>イ 「消費期限」の文字の後に、次のいずれかの方法により表示する。 (ア) 平成7年7月1日 (イ) 7. 7. 1 (ウ) 1995. 7. 1 (エ) 95. 7. 1 (オ) 070701 (カ) 950701</p> <p>ウ 「消費期限」が一括表示の中で表示できないときは、消費期限の欄に記載個所を表示することによって他の場所に表示することができる。</p> <p>(2) 賞味期限</p> <p>ア 品質が保たれるのが3月以内の食品には「賞味期限」を年月日で表示する。品質が保たれるのが3月を超える食品については「賞味期限」を年月で表示してもよい。</p> <p>イ 「賞味期限」の文字の後に、次のいずれかの方法により表示する。 (ア) 平成7年7月1日</p>

公正競争規約	施行規則
<p>(5) 保存方法</p> <p>(6) 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>(7) 輸入品にあつては、原産国名</p>	<p>(イ) 7. 7. 1 (ウ) 1995. 7. 1 (エ) 95. 7. 1 (オ) 070701 (カ) 950701</p> <p>ウ 「賞味期限」が一括表示の中で表示できないときは、賞味期限の欄に記載個所を表示することによって他の場所に表示することができる。</p> <p>5 保存方法</p> <p>(1) 「保存方法」の文字の後に、製品の特性に従って次の例に準じて具体的に表示する。 ア 直射日光を避ける。 イ 高温多湿を避ける。 ウ 要冷蔵である旨(〇〇℃以下で保存する旨を記載すること。)</p> <p>(2) 常温で保存する場合は、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>6 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>(1) 「製造者」の文字の後に、製造者の氏名(法人にあつては、その名称。以下同じ。)及び製造所の所在地又は住所(法人にあつては、原則、本社の所在地)並びに製造所固有の記号のいずれかを表示する。 住所は、住居表示に関する法律に基づく規定に従って住居番号まで記載する。ただし、地方自治法に規定する指定都市及び県庁の所在する市における都道府県名を省略できる。また、同一都道府県内に同一町村名がない場合に限り、郡名を省略できる。</p> <p>(2) 製造者の氏名及び住所の代わりに販売者の氏名(法人にあつては、その名称)及び住所を表示する場合は、「販売者」の文字の後に、販売者の氏名、住所及び製造所固有の記号を表示する。</p> <p>(3) 輸入品にあつては、「輸入者」の文字の後に、輸入者の氏名(法人にあつては、その名称)及び営業所所在地を表示する。</p> <p>7 輸入品にあつては、原産国名 「原産国名」の文字の後に、「〇〇」(〇〇は国名と表示する。</p> <p>8 規約第3条各号に掲げる事項を表示する文字の色及び大きさは、次の基準によるものとする。 (1) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色</p>

公正競争規約	施行規則
<p>(過大な包装の禁止)</p> <p>第4条 事業者は、観光土産品について、次の各号に掲げる方法により、その内容量を誤認されるおそれがある容器又は包装を用いてはならない。ただし容器又は包装の用に供するものを販売の主たる対象とする場合は、この限りではない。</p>	<p>と対照的な色とすること。</p> <p>(2) 表示に用いる文字は、8ポイント以上の活字の大きさの統一のとれた文字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね 150 cm²以下の場合、5.5ポイント以上とする。</p> <p>9 規約第3条ただし書に規定する他の法令に定めがあるもののうち、アレルギー物質及び原料原産地に係る表示については、次の規定に従い表示する。</p> <p>(1) アレルギー物質に係る表示 表示基準府令の規定により表示する。</p> <p>(2) 原料原産地に係る表示 加工食品品質表示基準(平成 12 年農林水産省告示第 513 号)別表2に掲げる加工食品については、同基準第3条及び第4条に従い、原料原産地を表示する。</p> <p>(過大な包装の禁止)</p> <p>第3条 規約第4条の「内容量を誤認されるおそれがある容器又は包装」に当たるかどうかは、次の基準に基づいて判断するものとする。</p> <p>(1) 原則として、内容物の体積が容器の体積に対し3分の2以上であることを目安として、過大包装であるかないかを判定する。 判定方法については、容器、外装の内りの体積(縦×横×高さ)と、その内容物の体積(縦×横×高さ)の比率とする。 なお、商品の詰まっている部分の内りの体積の算出に当たっては、商品の観光土産品としての特性とその保護のための必要性を勘案して、商品の配列を行った状態において測定するものとする。</p> <p>(2) 過大包装を判断するについての基準は、商品の内容の相違、包装形態の相違、販売方法の相違等を勘案するものとし、次の基準によるものとする。</p> <p>ア フチと中敷段ボールの関係 フチ幅5mm 以下、中敷段ボール3mm 以下とする。重量のあるもの、こわれやすいものなど特別のものについて勘案する場合のフチ幅の限度は8mm とする。</p> <p>イ 棹もの羊かん類の包装用段ボールの厚さ 棹もの羊かん類の包装に使用する段ボールの厚さは、3mm 以内とする。</p>

公正競争規約	施行規則
<p>(1) 内容物の保護又は品質保全の限度をこえて、外見から容易に判明することができないように容器の底を上げること(アゲゾコ)。</p> <p>(2) 内容物の保護又は品質保全の限度をこえて、外見から容易に判明することができないように額縁状の広い幅の縁取りをほどこすこと(ガクブチ)。</p> <p>(3) 容器又は外装に切抜きをし、中が見える部分にのみ内容物を入れて、全体に入っているかのように見せ掛けること(メガネ)。</p> <p>(4) 内容物の保護又は品質保全の限度をこえて、容器の底又は個々の内容物の間に紙片、木毛等を詰めること(アンコ)。</p> <p>(5) 内容物の保護又は品質保全の限度をこえて、内装を重ねること(十二単衣)。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、内容量に比し、過大な容器又は包装を用いること(不当表示の禁止)。</p> <p>(特定事項の表示基準) 第5条 事業者は、観光土産品について、特定の原材料を使用している場合でなければ、当該観光土産品の商品名、写真、絵、説明文等に当該原材料の表示をしてはならない。ただし、次の場合にあっては、この限りではない。</p> <p>(1) 当該原材料の香料を使用しているものについて、その旨を商品名と同一視野に入る場所に</p>	<p>ウ 発泡スチロールの中敷(中立を含む。) 発泡スチロールを外包装、中敷等に使用した場合であっても、商品の内容量は前述のとおりとする。</p> <p>(3) 次の方法による過大包装は禁止される。</p> <p>ア 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、外見から容易に判明しないような方法で容器の底をあげたり、底をあげるのと同様のことをしてはならない。 (規約第4条第1号に基づく禁止、アゲゾコ)</p> <p>イ 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、額縁状の広い幅の縁取りをして、外見上商品がいっぱい詰まっているかのように見せ掛けてはならない。 (規約第4条第2号に基づく禁止、ガクブチ)</p> <p>ウ 容器又は外装に切抜きをし、中が見える部分だけ内容物を入れ、外見上商品がいっぱい詰まっているかのように見せ掛けてはならない。 (規約第4条第3号に基づく禁止、メガネ)</p> <p>エ 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、容器の底又は個々の内容物の間に、紙片、木毛、セロハン等を詰め、外見上商品がいっぱい詰まっているかのように見せ掛けてはならない。 (規約第4条第4号に基づく禁止、アンコ)</p> <p>オ 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、幾重にも内装を重ね外見上商品がいっぱい詰まっているかのように見せ掛けてはならない。 (規約第4条第5号に基づく禁止、十二単衣)</p> <p>カ その他の方法で、内容量に比べ、過大な容器、材料を用いて包装してはならない。 (規約第4条第6号に基づく禁止)</p> <p>(特定事項の表示基準) 第4条 規約第5条第1項に規定する表示は、次によるものとする。</p> <p>(1) 「特定の原材料の表示」とは、「栗」、「たい」、「かに」、「松茸」その他これらに類する原材料を商品名等に使用している場合をいう。</p> <p>(2) 写真、絵、説明文等で特定の原材料を使用している旨を強調して表示する場合には、次のとおり含有量を表示しなければならない。</p>

公正競争規約	施行規則
<p>表示した場合</p> <p>(2) 形態を商品名としたものについて、その旨を商品名と同一視野に入る場所に表示した場合</p> <p>(3) 地名、名物等から商品名を付けたものについて、それが特定の原材料を表わすものにあつては、当該原材料を使用していない旨を商品名と同一視野に入る場所に表示した場合</p> <p>(4) 施行規則で定める場合</p> <p>2 事業者は、観光土産品について、地名を付した「名産」、「特産」、「本場」、「名物」その他これらに類する表示をしようとする場合には、当該地域において生産された原材料を使用したもの又は当該地域において製造されたものでなければ、これを表示してはならない。</p> <p>3 前2項の表示に関して、地方観光土産品公正取引協議会(以下「地方協議会」という。)の定める基準がある場合には、その規定によるものとする。</p> <p>(その他の表示事項)</p> <p>第6条 全国観光土産品公正取引協議会(以下「全国協議会」という。)は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認められる場合には、第3条及び第5条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。</p>	<p>ア 全重量の〇〇%使用</p> <p>イ 〇〇グラム(又は〇〇g)使用</p> <p>(3) 規約第5条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する表示をする場合には、14ポイント以上の大きさの文字で表示するものとする。ただし、表示面積が小さい場合には、8ポイント以上とする。</p> <p>(4) 「香料を使用している旨」を表示している場合であっても、あたかも当該原材料そのものを使用しているかのように誤認されるおそれがある表示をしてはならない。</p> <p>(5) 規約第5条第1項第4号に規定する「施行規則で定める場合」とは、全国観光土産品公正取引協議会(以下「全国協議会」という。)が、地方観光土産品公正取引協議会(以下「地方協議会」という。)の申請に基づき、当該商品が伝統的な商品であつて、当該原材料を使用していないことが一般消費者に周知されていると認め、消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を得た場合をいう。</p> <p>2 地方協議会は、規約第5条第3項に規定する地方協議会の基準を定める場合は、全国協議会に申請し消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を得るものとする。</p> <p>(公正マーク)</p> <p>第5条 全国協議会は、規約第6条に基づく表示として、次の規定に従い規約に従い適正な表示をしていると認められる会員に対し、その製造又は販売に係わる観光土産品の容器又は包装に「認定証」を表示させることができる。</p> <p>(1) 「認定証」を表示させるに当たっては、地方協議会は、会員から認定の申請を受けた当該土産品の表示に関する審査を行い、この審査に合格した土産品について、全国協議会にその認定を</p>

公正競争規約	施行規則
	<p>申請しなければならない。この場合において、地方協議会は、その表示について疑義が生じた場合は、認定の申請を行った会員（以下「認定申請会員」という。）に必要な資料の提出を求め、その内容を確認するものとする。</p> <p>(2) 全国協議会は、地方協議会から認定の申請を受けた土産品について、それが規約に従い適正に表示が行われていると認める場合は認定するものとする。ただし、地方協議会の行った合格の判定について疑義があるときは、全国協議会は調査を行い、必要に応じ地方協議会及び認定申請会員に資料の提出を求めることができる。</p> <p>(3) 土産品の認定の有効期間は2か年とする。ただし、認定を行った年の翌年は、認定を行った土産品の表示が正しく実施されているかどうかを検証するものとする。</p> <p>(4) 全国協議会は、認定有効期間が満了した土産品であっても、次の審査が行われるまでは、地方協議会からの届出を受けた上で、6か月を上限としてその認定を有効にすることができる。</p> <p>(5) 認定を受けた土産品に表示する「認定証」は、次の図柄1とする。ただし、地方協議会において、全国協議会の承認を得た場合は、色を変更すること並びにア及びイに従い図柄等を変更することができる。</p> <p>ア 図柄1及び図柄2のうち「全国観光土産品公取協」の文字は地方協議会名に、「おみやげ」の文字は「〇〇みやげ」（〇〇は地名）等地名を付加したものに、それぞれ変更することができる。</p> <p>イ 図柄2の斜線部分については、地方協議会独自のデザインに変更することができる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>図柄1</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>図柄2</p>  </div> </div> <p>(6) 「認定証」の表示は、次のいずれの方法で行っても差し支えない。</p> <p>①印刷 ②スタンプ ③シール</p> <p>(7) 地方協議会の行う表示に関する審査に合格しなかったものについては、地方協議会におい</p>

公正競争規約	施行規則
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第7条 事業者は、観光土産品について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 当該商品でないものを当該商品であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 特定の原材料を使用していないのに、その旨を明りょうに表示することなく当該原材料を使用しているかのような表示を行うことにより、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 特定の原材料を少量しか使用していないのに、写真、絵、説明文等で多量に使用しているかのように表示することにより、実際のものより優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 製法が実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 品質、成分、原材料等が実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより</p>	<p>て、認定申請会員に対し指摘事項に係る指導をした上で再審査を行う。</p> <p>(8) 地方協議会の行う表示に関する審査において、規約に従っているかどうか判定できないものについては、全国協議会において審査した上で、認定の可否を決定する。</p> <p>(9) 全国協議会は、土産品の認定後に当該土産品の認定申請会員に対して規約第11条に定める措置を採る場合は、当該認定申請会員に当該土産品の認定証の使用停止を求めなければならない。</p> <p>2 会員は、自己の店舗及び事業所に全国協議会又は地方協議会の会員である旨を、次の規定に従い「会員証」をもって表示することができる。</p> <p>(1) 「会員証」は、シール、プレート等をもって表示するものとする。</p> <p>(2) 「会員証」の図柄は前項第5号の規定に準ずるものとし、同図柄中「認定証」の文字の部分を「会員証」と表示するものとする。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 規約第7条各号の規定による不当表示に当たたるものを例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 規約第7条第1号</p> <p>ア 商品が「かに身」と「合わせみそ」でつくられているものに、商品名として「かにみそ」の名称をつけること。</p> <p>イ 当該商品の原材料として100%岩のりを使用していないのに、商品名として「岩のり」の名称をつけること。</p> <p>(2) 規約第7条第2号</p> <p>ア 「栗」を使用していない「羊かん」に、商品名として「栗羊かん」の名称をつけること。</p> <p>イ 「茶」を使用していない「そば」に、商品名として「茶そば」の名称をつけること。</p> <p>(3) 規約第7条第4号</p> <p>「手焼き」でないものを「手焼き」、「炭焼き」でないものを「炭焼き」又は「手打ち」でないものを「手打ち」と誤認されるおそれがあるもの</p> <p>(4) 規約第7条第5号</p>

公正競争規約	施行規則
<p>も優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 第5条第2項の規定に基づかない地名を付した「名産」、「特産」、「本場」、「名物」等を使用した表示</p> <p>(7) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 客観的な根拠又は全国協議会の定める基準によらないで、「特上」、「特選」、「極上」、「超」、「最高級」等の文言を用いることにより、当該商品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器又は包装を用いることにより内容量が誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(11) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(12) 官公庁、神社、仏閣その他著名な団体又は個人が購入又は推奨しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(13) 他の事業者又はその製品を中傷し、ひぼうする表示</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、観光土産品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第8条 この規約の目的を達成するため、全国協議会及び地方協議会を設置する。</p> <p>2 全国協議会は、地方協議会並びにこの規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p>	<p>ア 特定の成分又は原材料が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認されるおそれがあるもの</p> <p>イ 「天然」、「自然」、「純」等の用語</p> <p>ウ 「生」、「フレッシュ」等の新鮮を意味する文言の表示</p> <p>(5) 規約第7条第8号</p> <p>「極上」、「超」、「最高級」等の最上級を意味する文言の表示</p> <p>(6) 規約第7条第11号</p> <p>ア 「賞」、「推奨」等を受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称並びに受賞した展覧会、品評会等の名称が記載されていない</p> <p>「賞」、「推奨」等を受けた旨の表示</p> <p>イ 受けた番号が記載されていない法令に基づく特許、登録等を受けた旨の表示</p> <p>ウ 分析、検査等を行った時期及び機関等の名称が記載されていない分析検査に合格した旨等の表示</p> <p>(7) 規約第7条第12号</p> <p>立証されていない「官公庁」、「神社」、「仏閣」その他著名な団体又は個人が推奨又は購入した旨の表示</p>

公正競争規約	施行規則
<p>3 地方協議会は、当該地域内のこの規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p> <p>(全国協議会及び地方協議会の事業)</p> <p>第9条 全国協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(6) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 会員に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(11) 地方協議会の設置に関すること。</p> <p>(12) 地方協議会に対する指導、監督に関すること。</p> <p>2 地方協議会は、次の事業を行う。</p> <p>前項第1号から第10号の事業。ただし、第4号及び第6号の事業のうち違約金を課すこと及び除名処分をすることを除く。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第10条 全国協議会及び地方協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく全国協議会及び地方協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 全国協議会及び地方協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>4 地方協議会は、前項の規定による警告を行った</p>	

公正競争規約	施行規則
<p>場合には、全国協議会に報告するものとする。</p> <p>5 全国協議会は、第3項の規定による警告を受けた事業者がこれに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第11条 全国協議会及び地方協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 地方協議会は、前項の規定による警告を行った場合には、全国協議会に報告するものとする。</p> <p>3 全国協議会は、第1項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>4 全国協議会は、前条第3項若しくは第5項又は本条第1項若しくは第3項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第12条 全国協議会は、第10条第5項又は前条第3項の規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から20日以内に、全国協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 全国協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 全国協議会は、第2項に規定する期間内に異</p>	<p>施行規則</p> <p>(細則等の制定)</p> <p>第7条 全国協議会は、規約及び施行規則を実施す</p>

公正競争規約	施行規則
<p>議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第13条 全国協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行日から施行する。</p>	<p>るため、細則又は運用基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の細則又は運用基準を定め、又は変更し、又は廃止しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行する。</p>